

の措置をいたしまして既存非能率炭鉱の整理を行うほかに、新規に非能率炭鉱の発生することを抑制するために、石炭の掘採を目的とする坑口の開設について許可制をしくことといたしました。この制度によりまして既存の炭鉱の合理化を図るための坑口及び新規の炭鉱については高能率炭鉱の坑口以外に坑口の開設を許可しないことといたしました。ただし、この措置はその性質上必要最小限の期間にとどめるために特に三年間に限り実施することといたしました。

第五章は、石炭の販売価格及び生産数量の制限についての規定であります。上述の措置とともに生産費の引き下げが炭価に反映する措置を講ずることが国民経済に寄与するゆえんでありますので、合理化による生産費の低下に応じて毎年通商産業大臣は石炭販売審議会の意見を聞き標準炭価を決定公表いたします。そして石炭の販売価格が、この標準炭価を著しくこえる場合にはその引き下げを勧告することにより炭価の合理的引き下げをはかる措置を講ずることといたしました。なおはなほだしい不況に悩んでいる石炭産地の現況にかんがみ、炭価が標準炭価を著しく下り、合理化計画の達成に重大な支障を生ずるような事態に對しましては、通商産業大臣の指示により生産数量及び販売価格の制限に関する共同行為を実施し得るようによ占禁止法の例外措置を認めることといたしました。

第六章は、石炭販売審議会についての規定であります。通商産業省に石炭販売審議会を設置し、合理化計画、標準炭価、坑口の開設の制限等重要事項につきましましては、これに諮問することといたしました。以上のほかに第七章に、この法律実施上の補充規定とも申すべき雜則を、第八章に、この法律の違反行為に対する罰則をそれぞれ規定いたしてあります。なお、本法はその目的にかんがみ、現在計画されている石炭産地の合理化が達成せられる五年後に廃止いたす所存であります。事業団につきましましては、その保有する鉱区に関する鉱害賠償の処理に相当の期間を要します。その処理の終了するまで存続せしめ得るよう別法に本法の廃止法を定めことといたしました。以上はなほだ簡単でありましたが、この法案の構成につきましまして御説明申し上げた次第であります。

政府といたしましては、申すまでもなく一切の偏見を排し、公正無私の立場において考慮した結果、この法案こそ現在のわが石炭産地及び産業界の實態に即し、その健全なる発展をはかるため最も適切な策なりと信じて御審議を願う次第であります。何とぞ各位におかれましても政府の意の存するところを了せられ、御協賛を賜わらんことを切に希望してやまない次第であります。

ただいま議題となりました重油ボイラーの設置の制限等に関する臨時措置に関する法律案につきましまして御説明申し上げます。わが国におけるエネルギーの消費構成は、ここ数年來、石油需要の急激な増大に伴い著しく変化し、石油、特に重油消費の占める割合が相当大きくなつて参っております。御承知のように、わが国のエネルギー資源の賦存状況

は、石炭及び水力がその大部分を占め、石油の自給度はきわめて小さく石油需要のわずか数パーセントを満たすにすぎません。従いまして、最近の石油消費の著増は、一方においてわが国の国際收支上の負担を増大いたし、またともに、他方において国内におけるエネルギー資源、特に石炭その他の燃料資源の合理的な利用を促進する上からも好ましくない結果となつております。このような傾向は、これをそのまま放置した場合におきましては、生産の上昇及び国民生活水準の向上に伴うエネルギー需要の増大傾向と相俟つて今後ますます激化するものと考えられ、ひいては国民経済の健全な運行に支障を来たすおそれがあると考え、次第であります。

このため政府は、先にエネルギー総合対策を立案し、エネルギー自給度の向上及び国際收支の改善の見地から国内資源の合理的かつ計画的な開発及び各種エネルギー資源の合理的な使用を促進する方針のもとに、特に重油につきましましては、所要の立法措置を講じてその消費分野を明確化し、経済上必ずしも重油の使用を必要としない部門、特にボイラー部門における重油の使用を極力抑制するとともに、他面、農林、水産、運輸その他の重油使用を不可欠とする部門に対しては、その供給の確保に努めることといたしましたのであります。

法案の内容につきましましては、御審議の途上逐次その詳細を御説明申し上げます。所存でございますが、以下の概要を申し上げます。第一に、重油の使用を不可欠とする特殊な場合を除き、今後重油ボイラーの設置及び重油専焼ボイラーへの改造を制限することとしたこととあります。また、既設の重油ボイラーにつきましても、重油の使用を抑制するため必要がある場合には、重油の使用量を減少し、または重油ボイラー以外のボイラーに改造すべきことを指示し得るよう規定を設けるとともに、その改造に要する資金は、政府においてこれが確保に努力することとし、さらに租税特別措置法の一部を改正して租法上の特例を設け、その改造費用の損金処理を認めることといたしましたのであります。

次に、重油使用を不可欠とする緊要な用途に対する重油の供給を確保するための措置といたしましては、重油の販売業者等に対し重油の出荷または販売価格に關し必要な指示をなし得る旨を規定しております。なお、法案の附則において施行後十年以内に廃止する旨を規定し、これらの措置は、今後エネルギー総合対策の実施推進により、良質安価な国内燃料の供給が確保されるに至る間の臨時措置であることとを明らかにいたしました。

以上が、この法律案の提案理由及びその概要であります。何とぞ、慎重御審議の上、御賛同あらんことを切に希望する次第であります。

輸出入取引法の一部を改正する法律案の提案理由を御説明申し上げます。輸出入取引法は、二十七年八月に制定されて以來、今回が第二回目の改正になるわけでありまして、現行の輸出入取引法の沿革をたずねますと、最初は輸出入取引法として、不公正な輸出入を防止するとともに、一定の範囲内において輸出入業者の協定の締結及び輸出

組合の設立を認めることにより、輸出入取引の秩序の確立をはかることを目的として昭和二十七年八月に制定され、次いで昭和二十八年八月に至り、その一部を改正して、輸出入業者の協定の締結を拡大するとともに、輸出入取引についても、輸出入業者の場合に準じて、一定の要件のもとに、輸出入業者の協定の締結及び輸出入組合の設立を認め、さらにこれらの協定の実効を確保するため、いわゆるアウトサイダー規制に關する規定を設け、その題名も輸出入取引法と改めたのであります。

ところが、この改正案を施行してしまつてから今日に至るまで約二年を経過するうちに、わが国をめぐると変動きわまらない貿易取引の現実は、なお、一段とこの法律の規定の強化を要するような事態を少なからず生ぜしめるに至つたのであります。すなわち、最近の輸出入貿易の現状は、お互いに無用の競争を行ういわゆる過度競争の結果、必要以上の安値輸出を行つて輸出競争がますます強くなり、一面においてわが国輸出品の価格が失墜すると同時に相手方の関係業界に不測の損害を与えることともなり、他面わが国としては得べかりし外貨の喪失という二重の国家的損失をこうむつてゐるわけでありま

す。

日本の貿易業界が輸出振興に涙ぐましい血の汗を流す努力を払つておられる姿には深く感謝と敬意の念を禁じ得ないものであります。しかしながら、最近国際貿易の激化に顧み、かかる現象が續く限りにおいては日本の貿易の今後の発展にきわめて困難の度を加えることは必至であつて、貿易を中心とする経済自立計画に重大なる支障

前朝鮮事変が起りました直後のころは、海外からの運賃が非常に大きな要素になっておりまして、非常に高騰をしておりましたので、あまり問題が起らなかったものであります。朝鮮事変が終息いたしましたして、海運運賃が下るに従つて非常にこの問題がシリアスになって参つたわけでありまして。これが海運運賃が一番下りました一昨年からの昨年の半ばごろまでにかけて、そのころは、輸入炭を、外国の原料炭を例にとりまして、京浜地区で千円程度国内炭が高いという状態であつたわけでありまして。ところが最近はそのレートのやや上昇をいたしましたことと、国内炭も同時に比べまして非常に下りましたので、現在の状況では大体京浜地区ではほとんど、京浜地区が一番競争上不利な状態でございますので、阪神以西、あるいは北海道、九州というような産炭地では、今のところ輸入炭に比べましては、国内炭の方が有利になつております。

それから重油との比較でございますが、これはカロリー当りで比較いたしますと、大体現在でも決して重油に比べて高くないのでございますが、ただ重油の方は、使用にいろいろ便利な点が多いわけでございます。そのメリツトをどの程度勘定に入れて計算するのが、使用者の立場から見ると妥当であるかという点につきましては若干問題がございます。で、一応メリツトを、同一カロリーの場合のメリツトを、一〇〇に対して石炭七五程度に考えますと、京浜市場におきましては、現在千円程度石炭の方が高い、阪神市場におきましては、三百円程度なお石炭が高い、ただし北海道、九州というふうな

産炭地におきましては、現在でも石炭の方が若干割安になつております。

それから第三の、外国国内市場価格との比較でございますが、一番、しばしば引き合いに出されます鉄鋼用の原料用炭につきましては申し上げますと、これはアメリカが極端に安いのでありまして、これは短期価格で六ドル程度ということになつております。ただしこれは自然の条件その他が非常に日本と違ひますので、これはちょっとわれわれの競争のこれからの目標にはならないのでございます。その次はイギリスで十ドル程度ということになつております。これもイギリスでは御存じのように、石炭は国産でございます。従つて配給も国が統制してやつておりますが、原料用の配給値段と、一般家庭用その他の、一般用の配給値段とは区別してありますので、これが正確にコストを反映した価格かどうかちょっとわかりかねるのですが、いづれにしてもイギリス、アメリカとは比べものにならないのでありまして、その次が大陸——西ドイツ、フランス、ベルギーあたりでございますが、この辺が十三ドルから十六ドルくらいになつております。それで高い方は日本とほとんど変わらない、日本は大体十七ドル程度、これは京浜の消費市場におきましては、従つてまず大陸の一番高いところ、フランスに近いところ……日本の重工業の将来の発展という建前から申しますれば、西ドイツ並みの価格、すなわち十三ドルないし十四ドル程度のところまで引き下げることが一応の目標でございます。これに對しまして、今度の合理化計画でどのくらい

ストが下るかと思つて、現在これが昭和二十九年の下期の平均のコストで約四千元、これは大手も中小も平均が約四千元、それを五カ年計画の完成後には、三千二百円程度に引き下げたい、すなわち現状に比べて約二割程度引き下げたいという考え方でございます。そういたしますならば、先ほど申しました国内の他物価との関係、あるいは競争燃料との関係では十分バランズがとれて参りまして、外産の他国の国内価格と比べてもまず西ドイツクラスということになる。それをわれわれは目標にしておりますし、その程度までは行き得るものと考えております。

○河野謙三君 ちよつと私、通産大臣に伺いたのですが、この方はしろうとでございますから、見当が違ふかも知れませんが、私が承知しておるところでは、世界の燃料の一つの傾向というものは、固形燃料から液体燃料へと急速に移行しておると、こういうふうに聞いておりますが、これはあとで局長から数字でもお示し願えればなおけつこうですが、たとえばアメリカあたり特にその傾向が非常に強いということなんです。石炭が減つて液体燃料が非常にふえて来ておると、このことによつて産業界に非常に寄与しておると、産業界が合理化されておると、こういうふうに聞いておりますが、そういう事實はないんですか。私がここで通産大臣にそういうことを伺いたいののは、石炭の合理化というものは、石炭の合理化だけじゃなくて、それが即日本の産業の合理化へとつながっているという信念でこれをやっておられるのか、それは単に石炭だけの合理化なの

か、それを伺いたいです。○國務大臣(石橋湛山君) もちろんこれは石炭だけを助ければよい、その合理化ができればいいという意味ではなく、全体の産業の建前から考えております。私も実はしろうとでありまして、重油というものを使用してみますと、なかなか使用がしやすいのできたえられないところがありますから、そういう観点から申しますと、石油の供給の豊富の国においては、これはおそろく石炭から次第に重油に移る傾向を持つておるものと考えます。ところが日本においては、少くも当分の間も重油によるとすれば、すべてこれはまずほとんど輸入に待たなければならぬ。国内の燃料といへば、これから石油も掘つて見ることには考えておりますが、これはまだ掘つてみなければわからない。そこでさしずめのエネルギー源としてはやはり石炭に相当の重油を置かざるを得ない困情にあると思ふのです。従つて石炭を使用しても外国で重油を使用するのとあまり開きのない程度に石炭を合理化して、一般燃料の供給を確保したい、かような考えから石炭の合理化法案を考えたわけでありまして。なおまた、数字等につきましては、もし政府委員が知つておられますれば、政府委員からお答え申し上げます。

○河野謙三君 じゃ、局長から伺いたいのですが、アメリカのみならず、世界の各工業国の傾向として固形燃料から液体燃料へと急速に移行しておると、この事実を前提にした場合、どういふわけでそうなかつた。固形燃料よりも液体燃料の方がより産業の合理化にはその方がいいんだということなんです。

か。たとえばアメリカあたりの場合には、石炭もあるはずですが、もちろん油もありません。両方ともあるんであります。ところが、石炭がどんどん減つて油がどんどんふえて来たという傾向は、どういふところからそれは端を發しておられますか。○政府委員(齋藤正年君) 河野委員からお話がありましたように、固形燃料から液体燃料へは気体燃料への転換というところは、これはまあ大体世界的な趨勢のようでございます。アメリカのような国はそのために石炭の生産量が絶対的にも減少しております。これは非常に極端な国であります。これはヨーロッパの国々でも、石炭の生産量もふえておりますが、それ以上に油の消費量がふえる。従つてエネルギーの供給量の中で石炭のウェイトがだんだん下つて来るというところは世界共通の現象でございます。これは結局油を例にとりましては、油の価格が非常に安くなつておると、特に戦後、第二次大戦以後近東地区の開発に伴ひまして油の価格が非常に安くなつたということが大きな原因でございますが、それと同時に、油の場合にはこれの管理が非常に重要である。石炭の場合には燃焼に際しては、油の場合には燃焼の管理が非常に重要で、しかも正確にできますので、能率上油を使用するという場合も非常にふえたというのがある原因であります。ただ、これはもつと先のとらえて今後二十年でありますとか、あるいは三十年でありますとか、そういった非常に長期の見通しという問題になりますと、その場合には油の方は資源の供給力からいってその二十年、

いうことを考えているのは、特に今度
はこれだけ強行して、不可欠のもの
というのを強くしほつていくというこ
は、そんなことで一体一般の消費者に
こたえるということとはとんでもない
ことです。いづれ、これはあらためて
う少し細部にわたってお伺いしたい
と思ひます。ほかの委員の方の御質問も
ありますから……。

○上原正吉君 関連してお伺いしたい
のですが、重油も輸入物資ですから大
切です。石炭も燃料としては化学工
業の原料として大切なものになつて
いると思ひますが、現在石炭が使われ
ているのは動力源としてではなくて、ボ
イラーに使われるのが殆んど大部分だ
と思ひます。ボイラーには電力でも間
に合うのです。一番合理的な熱源は
電力じゃないかと思ひますが、今
おっしゃる三千二百円程度の石炭と競
争し得る、ボイラーに使う熱源として
使ひ得る三千二百円の石炭と競争し得
る電力というものはどのくらいな値段
のものがあるのでしょうか、御調査が
あります。

○政府委員(齋藤正年君) 現在熱源と
しての電力の値段というものは重油は
もちろんのこと石炭に比べましても全
然問題にならないほど高いものでござ
いますから、今のところ熱源として
使つた場合の電力の値段がどのくらい
ふえたという資料は持つておりませ
ん。少しづつ引下げておきませ
ん。少しくらいの値段が上がりま
す。ボイラーの用途に電力が競争相手
になるというよりはちよつと考えられ
ないと思ひます。

○上原正吉君 そうしますと、電源は
まか開発しても、燃料としての石炭と
重油とに競争し得る電力というものは
考えられない、こういうわけですか。
○政府委員(齋藤正年君) 水力電源の
開発、特に貯水池式の電源の開発が行
われますと、火力発電のかわりにそう
いった水力発電を使う、そういう意味
で、火力発電の石炭の需要には非常に
関係して参りますが、直接にボイラー
には電力が問題になるというところは当
分考えられないと思つております。

○上原正吉君 当分といふと、電
源開発をするための、その開発する何
といふか、源が、資源が、日本に
はたくさんないということなんですか。
○政府委員(齋藤正年君) 御存知のよ
うに未開発電源としては、まだ相
当あるわけでございますが、漸次開発
費用が高くなりまして、最近では常時
運転を前提として考えますれば、火力
発電の方が安い。石炭を使つた火力
発電の方がむしろ安いということに
なつておるような状況でございます。
で、今後電力価格が異常に安くなる
ということとはちよつと考えられないと思
ひます。

○海野三朗君 石炭がこういうふう
に安くなれば、電力も安くなるんじや
ないか、火力発電のほうが、そのどれ
か、安くなるかということをお伺
したい。四千円から三千二百円くら
いになる、そうすれば火力発電の方
がずつと安くなりまして、水力発電
よりもはるかに安い火力発電が得られ
るんじやないか、こう考へるんでは
ないか、そこはどうなんですか。
○政府委員(齋藤正年君) 現在この三

千二百円に下りますと、これは全体ひ
くるとコストでございまして、
販売価格は品種によつても相当違いま
す。また引き下げ率も運賃その他を含
んだ最終利用者減しの価格は必ずしも
この率で下るといふことにはならない
わけでございますが、一応一律二〇%
下つたといふと、現在電力のう
ちで石炭費の占めるウエイトが二割
くらいでございまして、全体として
四割くらい販売コストとして下るとい
ふことになるわけでございます。

○海野三朗君 火力発電では、石炭が
大部分じゃないですか。それで値段か
らいうてもそれはあまりわずかの下り
方ですが、大体それは正確なる計算で
はないでしょうか、大体妥当のお答え
でしょうか。
○政府委員(齋藤正年君) これは今、
申し上げましたのは、火力発電だけで
はございませんで、全部の電力原価に
対してこういう影響があるということ
で申し上げたわけでございます。

○海野三朗君 今、私がお伺いしたい
のは、火力発電の場合だけではどれ
か、安くなるか、石炭がこれだけ安
くなれば、火力発電という、つまり水
力発電を入れないで火力発電がどれ
だけ安くなりましようか。
○政府委員(齋藤正年君) これはただ
いま正確な新しいデータを持つてお
りませんが、古い発電所の場合に大体三
分の二くらいは燃料費が石炭代であ
る、従つて三割として二割下つて、六
七十銭くらいは一キロワットアワー当
りのコストが下るといふことでありま
す。

○栗山良夫君 今のようなのは、これ
はシビアな計算が出ておるんですか
ら、こういう委員会が概算的な数字の
ことですから、答弁されても私ども
そういうふうには言われると議論が出て
きてちよつと工合が悪いんですね。だ
からこれはやはり権威ある数字が出し
得るわけですから、従つてそういう質
問は資料を整えてから質問されるとい
ふと思ひます。御答弁をされるとい
ふと思ひます。そうしませんが、同じ火
力発電の炭価といつても、ボイラーの
燃率によつては、はなはだしく違ふの
です。炭価の差が大きいじゃないので
から、そういうような最近の動き方等
も見、話を進められないという、私
ども聞いておつて不可解に存じます。

○海野三朗君 それでは私は通産大臣
にお伺いしたいのですが、以前には石
炭の増産々々というて、まるで鳴り物
入りで太鼓をたたいておつた。そうか
と思つと、一方においては、この重油、
原油に対する関税を免除しておいて、
それなもんだから油会社が大もうけを
して、油会社はほんとうに油ぶとりし
てしまつた。そういうようなことを一
方においてやつておいて、今度はこの
石炭が困つたからというので、こうい
う法案を出されるのは、根本的なこと
を……私は今日までの政治の貧困と申
しましよつか、どうも実に撞着したあ
り方であると考えられるのであります。
関税の免除でも、昭和二十六年から法
律にちゃんとときまつておるのにもか
かわらず、これを一割ずつ皆減税をや
つておる、そういうふうなあり方では
ないか、こういうふうな石炭の状態を
来した一つの原因であると思はれる
のであります。その点については、
通産大臣はいかようにお考えになつて
いらつしやいますか。

○国務大臣(石橋湛山君) この戦後の
日本の経済産業の向が、環境が非常
に激しく変化をしたということが、確
かに一つですが、だからそれに対応し
て根本方策をとり得なかつたという悩
みがあったのであります。それは事
情はあるにしても、それは確かに話
のように今まで根本的な方策がとれ
ず、そのときどきの一応の間に合せの
政策をとつてきた、こういううらみは
どうしてもあるものであります。政府
としてはこれはまことに申しわけな
いわけでありまして、これは一つそう
でなく、今度せひこの法案についても十分
御審議を得まして、今後の日本の全体
のエネルギーをどういうふうにして
行くかということについて御審議を
おぼろわしいと思つて、この法案を出
したのであります。

○海野三朗君 たいだいまの御答弁で
どういうお考えになつていらつしやる
かがよくわかりました。ついでに原油
に対する関税はどうなりましたか、皆
一割減をやつておる、あれはどうな
りましたか。
○政府委員(川上爲治君) 従来原油あ
るいは重油等につきまして一割かける
ことになつておりましたが、そのま
まになつておるのであります。今原油
につきましては二割、重油のうちでB
重油、C重油につきましては六・五%
かけるということ、現在衆議院の大
蔵委員会におきましていろいろ審議を
いたしております。

○海野三朗君 どうしてそういうよう
なこそくな手段をおやりになるのです
か、法律の定めるところに従つて関税
をおかけなすつたらいいのじゃないで
すか。

業というものが全体として生き返る、また他の産業にもいい影響を与える、こういう効果があれば合理化をうたう理由がないのであります。つまり目的はやはり合理化が目的でありまして、その合理化の半面が一種の救済になる、こういう意味だと私は了解しておるわけでございます。単なる救済であれば、たとえば今も中小炭鉱から要求が出ております。今、こういうものが出て来ればまた何とかなるかもしれないが、それまでの間中小炭鉱が非常に困る、何とかつなぎ資金がほしいというふうな話も出ておりますが、それはそれでたゞい別途考案をして何とかつなぎ資金でも出してやれるようにしようとして考えております。救済は救済で必要なだけはやるつもりです。しかしその案そのものは単なる救済ではない、こういうふうな御了解を願うのが適當かと思ひます。

○小松正雄君 どちらにいたしましたも、さつきも提案理由の中で大臣がこの法案を通過する場合においては、これに伴う経費ですね、たとえば三カ年内に目的を達成するという立上つてこれに対する費用八十億と見ておる、その八十億の中の四十億は中小企業、あるいは開発銀行か、これらから一応出資して、その出資した金はまず半分の四十億、それらの金の金利をもちつてこの八十億の大半に充てる。それからなおまた残りの四十億は、しかも民間事業の残存炭鉱がトシ当り幾らということでもって負担をしていくというふうなあり方になっておると、かようにいたしますならば、救済にこれはなるものではない。あるいはまた實際問題として整備統合して需給に合

わせる、生産、需給、これらをにらみ合せた合理的なあり方であるかと私は考えられないが、大臣はどう考へるか。

○國務大臣(石橋湛山君) この御批評であります、しかしながら消極的に申しまして、今のままに石炭炭業をほうって置けば中小炭鉱は、中小炭鉱じゃない、ある人々はおそらく中小炭鉱よりも先に大炭鉱が倒れるだろうという人もありますが、とにかく炭鉱というものは今よりもっと惨たんたる状況に陥るのではないかと思ふのであります。ですからこの案によつて整理せざるを得ないものは適當な条件で整理してやる。それから残つたものはとにかく需給の安定をするように出炭の調整もいたして、それからまた炭価も合理的に下るといふことになれば、まあそれは整理のために八十億円の一部分は出炭量に応じて出してもらう、一部分は金利の引き下げの部分で出してもらうということになっておりますから、これは確かに出炭量に応じて何がしかの、二十円なり何なりの負担をしなければならぬことは事実であります、しかしその結果が今の需給関係等において安定することとなれば当業者としても、それだけの負担をいたしてもさして苦痛じゃないのじゃないかと、かように考えます。これは全然残る炭鉱は何にも負担をせずにこれだけの整備をするということもこれまたなかなか社会的にもむずかしい問題があるだろうと思ひますので、そこでそれだけの負担は残る炭鉱にしてみたらどうか、しかし全部の負担を炭鉱にしてみたらどうかと思ひますから、そこでそれは金利を引き下げて、その金利引

き下げがそれに当るようによつて、かような考へであります。

○小松正雄君 いろいろ掘り下げて、何といひますか、御質問申し上げればとても長くかかると思ひますから次回に譲りたいと思ひますが、今、大臣のおっしゃることから考えますと、ここで私は過言かもしれませんが、その真意を明らかにしておきたいと思ひます、この炭業法案によつて、ある国民は炭鉱の景気の時代はどうだ、ところが悪くなったら整備統合だの、あるいは買収だのというふうなことでこの法案が出された、こういうふうな二様に考へておる国民があるわけなんです。そこで大臣は国民の血税である税金をもつてこれらの法案によつてしようとするのならそれは相当考へなくちゃならぬと思ひますが、単に今も大臣が仰せられたように、この法案を施行する上での経費という八十億というものは残存する人たちからも半分出させる、半分は金利の引き下げをする、こういうことであるなら何にも私は憶することなくして、大臣はほつきりこつていふことであるからしてやり遂げるといふ決心があるか、もし決心がないとなればたゞいまも大臣が仰せられておられます、ある炭鉱は買い上げ、買い上げるといふことはどこから出るかというのを私は言いたくなるわけ、そこで大臣は、今、あなたがおっしゃるように、自分はこうこうこうという炭鉱は買い上げてでも、この八十億の中で整理して目的を達するのだという強いお心がまえがあるのか、それをちょっと伺つておきたい。

○國務大臣(石橋湛山君) ちろんその心がまえがありまして法案を出しておるわけでありまして、それから残る炭鉱も今、申すように、一部は金利引き下げで出してもらうということでありまして、なお、合理化のために相当の政府資金を今後もつぎ込まなければならぬのでありますから、そういう点も、残る炭鉱は相当の便益を受けることも実情であります。でありますから、全然その残る炭鉱だけの負担によつてこの合理化をやるわけじゃございません。

○小松正雄君 いろいろ話が違つていふ理由になつたことは、たとえば現政府でなくとも、前吉田内閣当時のあり方からして、たとえ石炭の需給がどれだけあればいいかというふうな、まあ燃料対策というものがなかつたために、今日あなたの方はそのあとを受けて、こういう何となくか、跡始末をせなくちゃならぬ立場にあるかと思ふときに、是非に私も気の毒に考えます、(笑) 全く……が、しかしながら、その責任に立つてその理由を感じ知されて、そして、それでもつてこの法案によつて整理なさるうとするものである限りは、少くとも大臣はその責になつてですね、この法案に対して皆さんの御意見を尊重されてですね、すみやかに、国民の中で炭鉱にまあ援助するんだとかいふようなことのないように、あるいはその炭鉱の収入の多かつた時代は知らんふりをしておつたとかいふような誤解を招きつゝあることか、あるいは真剣に一つ各位の意見をいれられて、そしてこの法案は、法案として出してあることについての内容は、国民に……知らせ得なくとも、本日は

だいま繰り返して申しますように、八十億という経費は国民の血税じゃない、というあり方だけははっきり示してもらいたい。なお、これに関連いたしまして、私はまあ二、三、ここであげておきたいと思ひますけれども、時間の都合もございまして次に譲りたいと思ひます。たとえ石炭が高い、石炭が高いから引き下げるために縦坑を掘さくするのだと、こういうことを言われるときに、私も中小炭鉱として、決して中小炭鉱の石炭が高いとは思つてはなかつた、そういう理由もある、それはどういふところにあるかと申しますならば、結局申しますならば、たとえば中間搾取があつて、中間搾取ですね、たとえば商社ですね、生産業者と消費者と直結しておれば、まだまだ安い炭価でもつて、電力にしろ、鉄道にしろおさまつておるといふことなんです、ね、中小炭鉱炭鉱は全然そういうところから思はれておらなかつたので、それが原因で今日破産、倒産をして倒れてきておるわけでありまして、それから、なおまた、これに関連いたしまして、失業対策の問題、あるいは私がここで率直に申しますと、縦坑が掘さくされ、機械が近代化される、五カ年計画で政府の金を出資して、そして援助資金を出して計画的に石炭コストを下げるために、大炭鉱にそういうなことをやらしていく、これが完成いたしました、即ち五〇%は償却を認めるとか、あらゆる角度からそういう石炭コスト引き下げのために資金を出してやられておるために、今日二十万、三十万の従業者がおりますが、これが今炭鉱の整理にちよつと伴つて、縦坑の

掘さくが完成されて、そして進行と

もに機械の近代化によっていくという

ことになりますと、現在三十万使つて

おるものは五年たつたら少くとも十

万、十五方になるでしょう。そうなら

なかつたら、そういう大きな金を投資

してまでやる必要はないのじゃない

か、かように考えまして、そうなら

くれば、それらに対する失業者はど

うふうにするのかということも、そ

うしたいいろいろこの法案について、私

は審議の過程に立つて質問を申し上げ

たいと思うのでございますけれども、

時間がございませんで、本日はこれ

で終ります。とにかく大臣にさつき申

し上げましたように、この法案につい

ては真剣な決心をもって、諸般の問題

について対処されることを特にお願い

申し上げます。

○委員長(吉野信次君) いかでしよ

う、さつき栗山委員の議事進行の御発

言もありましたので、これは相当重要

法案でございませうから、本日は、この

法案に対する質疑はまあこの程度にし

ておきまして、なおさつき申したこと

について、次回にまた適当なときに政

府から説明を聞きまして、そしてもう

少しこの法案の、何といひますか、性

格ですね、性格といふものを確かめ

て、それから細部の審議に入つたらよ

からうと、こう思います。

○河野謙三君 この合理化措置法案

は、石炭の流通過程の問題も当然入っ

ておりますか、流通過程も合理化の対

象にしておられますか。

○国務大臣(石橋湛山君) 先ほどのお

話よくわかりました。今の河野さんの

御質問は、この価格のことに入つてお

りますか、販売のことは入つておりま

せん。

○河野謙三君 私は対象になつていな

くてもこの際資料をいただきたいと思

いますが、御承知のようなこのよう

い言葉が当るかどうか、コストの中

に占める運賃といふことが非常に大き

いので、いわば運送飯業と言つて

も私は余り過言でないと思ひます、そ

ういう意味におきまして、この消費者

価格までに至る運賃、マージン、こ

ういう流通過程のこの分析をしたもの

を一つ資料としていただきたいと思ひ

ます。ただただですか。

○政府委員(齋藤正年君) 提出いたし

ます。

○河野謙三君 それから同様な意味

で、油につきましても同様な資料を

ちょうだいしたいと思ひますが、

できますか。

○政府委員(川上爲治君) 提出いたし

ます。

○河野謙三君 それからもう一つ、油

につきまして、重油、軽油、油の品種

別の外国の価格と日本の価格との価格

差のこの対照したものをお願いいた

したいと思います。

○政府委員(川上爲治君) 外国の価格

につきましては、現在いろいろ調べて

おりますが、なかなか正確なところが

出て参つておりませんので、まあ大体

大ざっぱなものでありますれば出せる

と思ひますが……

○河野謙三君 たとえば重油につきま

して、アメリカの市場では重油は幾ら

である、日本の市場では幾ら、これは

わかつておりませんか。これぐらいの

のはわかりませんか。

○政府委員(川上爲治君) 実は小売価

格とか、卸売価格とか、そういう段階

別の価格については十分の調査がで

ておりません。

○河野謙三君 私が要求するのはそ

ういふ細かいものではなくても、アメ

リカの製油業者の販売価格、これと日

本の製油業者の販売価格、こういうも

のについての品種別の価格の対照表と

いうようなものをいただけませんか。

○政府委員(川上爲治君) 大体御趣旨

の程度のもので出せるかどうかわかり

ませんが、なるべくできる限りの資料

を出したいと思ひます。

○河野謙三君 いかげんのものをも

らつても意味ないので、ただだ

けは通産大臣の責任において出され

る資料ですから、責任を持ったものを

出していただきたいと思ひます。そ

ういふものが私は通産省にないとい

うことは不思議ですね。そういう調査がな

いということは不思議ですが、終審審

にありませんか。

○政府委員(川上爲治君) 私の最も

近におきましていろいろ各国の事情を

調査いたしておりますけれども、な

かなか正確な調査はできておりませ

ん。

○河野謙三君 これは他の委員の方に

非常に御迷惑でもありますが、ちょ

と一言だけ質問いたしますけれども、

私はそういうものを要求するのは、あ

なたのお耳に入つていまして、あ

なたのお耳に入つていまして、あ

なたのお耳に入つていまして、あ

なたのお耳に入つていまして、あ

なたのお耳に入つていまして、あ

なたのお耳に入つていまして、あ

なたのお耳に入つていまして、あ

なたのお耳に入つていまして、あ

なたのお耳に入つていまして、あ

ういう格好になつてい。こういうこ

とはお認めになるんですか、それはど

ういう事実かということについて探求

したいと思つてございませう。その事

実はお認めになつていまして、

○政府委員(川上爲治君) やはり国内

におきまして重油が割高であつて、ガ

ソリンとか軽油についてはどちらかと

申しますと、重油に比べて割高であ

るといふことについては、私の方と

しましては認めております。先ほどお

話がありました資料については私ども

としましては、できるだけのもの

を作つて出したと思ひます。

○河野謙三君 それでは資料をいた

だくといふことにして……

○海野三郎君 通産大臣にお伺いした

いのですが、この法案のことにつきま

してはいろいろまだ皆さんの御意見も

あることでありまして、そのよしあし

は別問題として、とにかく石炭の

合理といふことに心を及ぼされたとい

うそのお志に対しては私は敬意を表

するものであります。今日、日本の中小

企業、わけても小さい工場、そういう

ものを見ますといふと、みな共倒れの

状態でありまして、新聞を見るとき

と、家族みな毒をあふつて子供を殺

し、自分も死んでいられるというのが枚

挙にいとまがない現状でございませ

う。石炭の方も困つておるのであり

ますけれども、そういう方面の小企業

の方面も救わなければならぬのじゃ

ないかといふことを私思ひます。そ

ういふ点についてはこの法案を

お出しなされた御親切に対しては私は

非常に敬意を表するものであります

が、そういう点はいかようにお考

えに

なつていらつしやるか、通産大臣

の御所見を伺いたい。中小企業はほん

とうに今、あの自殺するものまでひ

びんとして出ております。私はこれを

思つと、その方面も何とかならな

ければいぬのじゃないか、また将来

それをしようといふお考えがあら

るかどうか、それをお伺いしたい。

○国務大臣(石橋湛山君) 中小企業を

まともな石炭合理化法案のようにや

るといふ腹案は持つておりませんが、中

小企業に対しては御承知のように、今

の自殺をするといふようなものはこ

いわるる零細企業に属する人が多

いと思ひますが、こういう諸君に對し

てはいろいろ個々の事情がございま

うから、そこで相談所等によつて、各

社にありまして相談所等でも十分相

談をしてもらつて、それでそれぞ

れの事情に応じて打つてだけの手は打

つてやる、あるいは金融をつける、そ

他の方法をやる、こういうことでや

つておるわけでありませう。全体の中小企

業をまともな石炭合理化法案にあるよ

うにこれを全部買上げるとか何とか

いうような措置は考へておりませ

ん、またこれは実際なかなか容易なら

ぬことだらうと思ひます。これは各地

及び各企業の実情に応じて手を打つ

ていふことは努めてやるようにしたい

と思つておる次第であります。

○海野三郎君 時間も大分過ぎました

から、私はまた後日に質問を留保いた

しまして、本日はこれで終ります。

○委員長(吉野信次君) ちよつと速記

をとめて。

【速記中止】

○委員長(吉野信次君) 速記を始め

て。

それでは本日はこれで散会いたします。

午後三時五十六分散会

六月十六日予備審査のため、本委員会に左の案件を付記された。

一、百貨店法案(米)

百貨店法案

百貨店法

(目的)

第一条 この法律は、百貨店の事業活動を規制することにより、その活動が一般消費者、一般小売業者及び卸売業者の公正な利益を阻害することを防止することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「百貨店業」とは、次の各号の一に該当する売場面積を有する同一の店舗において衣食住に関する種類の商品の小売をする事業をいい、「百貨店業者」とは、百貨店業を営む者をいう。

- 一 都(特別区の存する区域に限る。)及び地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第五百五十五条第二項の市の区域内にあっては三千平方メートル以上
- 二 前号の市以外の市及び町村の区域内にあっては千五百平方メートル以上

(営業の許可)

第三条 百貨店業を営もうとする者は、通商産業省令で定めるところにより、通商産業大臣の許可を受けなければならない。

(支店設置等の許可)

第四条 百貨店業者は、次の各号の一に該当する場合には、通商産業省令で定めるところにより、あらかじめ、通商産業大臣の許可を受けなければならない。

- 一 支店、出張所その他の店舗又は配給所を設置しようとするとき。
- 二 本店、支店、出張所その他の店舗の売場面積を拡張しようとするとき。
- 三 店舗以外の場所において小売をしようとするとき。
- 四 営業日数及び営業時間を変更しようとするとき。

(特定の営業方法の許可)

第五条 百貨店業者は、次に掲げる営業方法を採用しようとするときは、通商産業省令で定めるところにより、あらかじめ、通商産業大臣の許可を受けなければならない。

- 一 中小企業に不当に影響を与えるがごとき月賦販売
- 一 積立金組織による予約販売
- 三 特定顧客に対する限定展示即売行為
- 四 生産者の即売行為のために売場を提供する行為
- 2 通商産業大臣は、前項の許可をした後において、同項各号に掲げる営業方法が一般小売業者に対し著しく悪影響を及ぼすと認めるときは、これを中止し、又は変更すべきことを命ずることができる。
- 3 百貨店業者は、第一項各号に掲げる営業方法に關し、同項の規定により通商産業大臣の許可を受け

た内容に該当しない行為をしてはならない。

(仕入先との取引の規制)

第六条 百貨店業者は、次に掲げる行為については、通商産業省令で定めるところにより、あらかじめ、当該行為についての一般的な契約条項を定め、通商産業大臣の許可を受けなければならない。

- 一 宣伝費の仕入先との共同負担
- 二 仕入先従業員自身の営業のための利用
- 二 他人の委託を受けて行う販売行為

- 四 仕入商品の返品
- 五 仕入後における商品の値引
- 六 規格を示した注文品の納入拒否

2 通商産業大臣は、前項の許可をした後において、同項の契約条項が一般卸売業者に対し悪影響を及ぼすと認めるときは、これを変更すべきことを命ずることができる。

3 百貨店業者は、第一項各号に掲げる事項に關し、同項の規定により通商産業大臣の許可を受けた契約条項に該当しない行為をしてはならない。

(店舗に關する制限)

第七条 国、地方公共団体及び公共企業体(日本国有鉄道、日本専売公社及び日本電信電話公社をいう。以下同じ)は、百貨店業者に對し、その所有する施設を店舗として使用させてはならない。

(審議会)

第八条 この法律の施行に關する重要事項を調査審議させるため、通

商産業省に百貨店審議会を、通商産業局に地方百貨店審議会(以下「審議会」と総称する)を置く。

- 2 審議会は、会長一人及び委員九人以内で組織する。
- 3 会長及び委員は、商業に關する学識経験のある者及び一般消費者のうちから、通商産業大臣又は通商産業局長が任命する。
- 4 前各号に定めるもののほか、審議会の事務をつかさどる機関、審議会の組織、議事及び運営その他審議会に關し必要な事項は、政令で定める。

(審議会への諮問)

第九条 通商産業大臣は、この法律の規定による許可又は命令をしようとするときは、審議会に諮問しなければならない。

(公正取引委員会の同意)

第十条 通商産業大臣(第十三条の規定により通商産業局長が通商産業大臣の権限を行う場合においてはその当該通商産業局長)は、この法律の規定による許可又は命令をしようとするときは、あらかじめ、公正取引委員会の同意を得なければならない。

(私的独占の禁止及び公正取引の確保に關する法律の適用除外)

第十一条 私的独占の禁止及び公正取引の確保に關する法律(昭和二十二年法律第五十四号)の規定は、百貨店業者がこの法律の規定により許可を受けた営業方法又は一般的な契約条項に基づき行う行為には、適用しない。

(報告及び検査)

第十二条 通商産業大臣は、この法

律に規定する権限を実施するため必要な限度において、百貨店業者若しくはその団体から必要な報告を徴し、又はその職員をしてその事業所若しくは事務所に立ち入り、業務の状況、帳簿書類、設備若しくは商品の検査をさせることができる。

- 2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

(権限の委任)

第十三条 この法律の規定により通商産業大臣の権限に屬する事項は、政令で定めるところにより、通商産業局長に行わせることができる。

(罰則)

第十四条 第三条の規定に違反した者は、五十万円以下の罰金に処する。

第十五条 次の各号の一に該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第五条第二項又は第六条第二項の命令に違反した者
- 二 第五条第三項又は第六条第三項の規定に違反した者
- 第十六条 第四条、第五条第一項又は第六条第一項の規定に違反した者は、十万円以下の罰金に処する。
- 第十七条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に關し、第十四条から前条までの違反行為をしたときは、行為者

を罰するほか、その法人又は人に對して各本条の刑を科する。

附則

1 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

2 この法律施行の際現に第二条の規定に該当する事業を営んでいる者は、第三条の規定による許可を受けたものとみなす。

3 前項の規定により許可を受けたものとみなされた者がこの法律施行の際現に設置し、若しくは工事に着手している第四条第一号に掲げる支店、出張所その他の店舗又は配給所については、同条の規定による許可を受けたものとみなす。

4 附則第二項の規定により許可を受けたものとみなされた者が、この法律施行の際現に工事に着手している第四条第二号に掲げる本店、支店、出張所その他の店舗の売場面積の拡張については、同条の規定による許可を受けたものとみなす。

5 附則第二項の規定により許可を受けたものとみなされた者であつてこの法律施行の際現に第四条第三号の規定に係る業務を行っているものは、この法律施行の日から六月間を限り、同条の規定にかかわらず、その業務を行うことができる。

6 この法律施行の際現に國、地方公共団体又は公共企業体がその所有する施設を百貨店業者に店舗として使用させている場合においては、その使用については、第七条

の規定は適用しない。

7 通商産業省設置法(昭和二十七年法律第二百七十五号)の一部を次のように改正する。
第九条中第三号の二の次に次の一号を加える。

三の三 百貨店の事業活動が一般消費者、一般小売業者及び卸売業者の公正な利益を阻害することを防止することを目的とするその活動の規制に関すること。

第二十五条第一項の表中

産業合理化審議会	産業合理化に関する重要事項を調査審議すること。	産業合理化に関する重要事項を調査審議すること。
百貨店審議会	百貨店の事業活動の規制に関する重要事項を調査審議すること。	に改める。

第三十条の次に次の一条を加える。

第三十条の二 通商産業局に、附属機関として地方百貨店審議会を置く。

2 地方百貨店審議会については、百貨店法(昭和三十年法律第九号)の定めるところによる。

昭和三十年六月二十二日印刷

昭和三十年六月二十三日発行

參議院事務局

印刷者 大藏省印刷局